

## 第3期 東京都教育委員会いじめ問題対策委員会（第1回）

### 1 日 時

平成30年11月14日（水） 午後6時から午後8時10分まで

### 2 場 所

東京都庁第二本庁舎 31階 特別会議室21

### 3 出席者

有村委員長、藤平委員長職務代理者、林委員、豊岡委員、笠原委員、鈴木委員、横井委員、相川委員、橋本委員（9人）

※ 欠席 坂田委員（1人）

### 4 事務局参加者

中井教育長（挨拶後退席）、宇田指導部長、石田指導部指導企画課長、栗原指導部義務教育指導課長、佐藤指導部高等学校教育指導課長、丹野指導部特別支援教育指導課長、月山教育相談センター次長、渡辺指導部主任指導主事（生徒指導担当）、土屋指導部主任指導主事（人権教育担当）、松永指導部主任指導主事（不登校施策担当）、田中指導部主任指導主事（情報教育担当）、井上指導部主任指導主事（産業教育担当）、長友教職員研修センター統括指導主事

### 6 傍聴者

0人

### 7 報道機関

取材 2社

### 8 審議内容

#### （1）事務局説明

ア 東京都におけるいじめ防止等の対策の概要について

イ 平成29年度における児童・生徒の問題行動等の実態について

#### （2）審議

ア 子供たち自身がいじめについて考え行動できるようにするための取組について

イ 保護者との信頼関係に基づく効果的な連携・協力の在り方について

## 9 審議記録

### 【事務局（渡辺主任指導主事（生徒指導担当））】

皆様こんばんは。私は本日の進行を務めます東京都教育庁指導部主任指導主事の渡辺でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。現時点で都教育委員会いじめ問題対策委員会の委員10名のうち9名の方々に出席を頂いておまして定足数に達しております。本日、坂田委員は所要により御欠席との連絡を頂いております。それでは、ただいまから東京都教育委員会いじめ問題対策委員会の第1回会議を開会いたします。

本対策委員会規則第3条第2項によりますと、対策委員会の委員は都教育委員会が任命又は委嘱すると規定されております。本来であれば、都教育委員会より委員の皆様方に直接委任状、又は発令通知を交付すべきところではございますが、各委員の皆様方には既に御自宅宛てに郵送させて頂いておりますので、これをもって交付と代えさせて頂きます。

それでは、ここで東京都教育委員会を代表いたしまして、教育長 中井敬三より御挨拶を申し上げます。

### 【中井教育長】

委員の皆様方には公私ともに大変御多用の中、第3期東京都教育委員会いじめ問題対策委員をお引き受け頂きまして、誠にありがとうございます。

さて、都教育委員会は平成26年7月に施行した東京都いじめ防止対策推進条例の規定に基づきまして、平成26年8月に、このいじめ問題対策委員会を設置し、本日皆様にお集まりを頂いております。第1期の対策委員会では都教育委員会が平成26年7月策定いたしました、いじめ総合対策に基づく取組の進捗状況の検証や評価、いじめの防止等を一層推進するための方策について2年にわたって御議論頂き、答申を頂いたところでございます。都教育委員会ではその答申を踏まえまして、平成29年3月に「いじめ総合対策【第2次】」、各委員の先生方の机上に配布をさせて頂いておりますが、これを策定いたしまして、現在都内全ての公立学校におきまして、校長をはじめとした教職員と保護者、地域住民、関係機関等が一体となって組織的にいじめ防止等のための取組を推進されるよう支援をしているところでございます。

また、第2期の対策委員会では、平成28年11月以降、全6回の審議を経まして、本年7月に答申を取りまとめたところでございます。この答申では2年間の取組の成果といたしまして、各学校が見逃しがちな軽微ないじめの積極的な認知や、学校いじめ対策委員会を核とした組織的対応等を推進することを通して、多くのいじめを解消に導いてきたことに対して評価を頂きました。その一方で、様々な困難、ストレスへの対処方法を身に付けるための教育や、子供たち自身がいじめについて考え、行動できるようにするための取組の推進、また、保護者などとの信頼関係を通じたいじめの解決については、今後更に取組の改善を図る必要があるとされたところでございます。

第3期の対策委員会に対しまして、お手元にお配りしている事項につきまして、諮問させて頂きたいと思っております。委員の皆様におかれましては、2年間の任期の中で引き続き、いじめ総合対策第2次に示された学校の取組の推進状況等につきまして検証を頂き、明らかとなった課題の改善に向け答申を頂きたく、よろしくお願い申し上げます。

また、都立学校において重大事態が発生した場合には、法の規定に基づく調査を行うなどの役割を担っていただくことも重ねてお願いを申し上げます。

都教育委員会といたしましては、引き続き全ての子供たちが安心して学校に通い、学ぶことができるよう、いじめ問題の解決に向けて全力で取り組んでいく所存でございますので、委員の皆様方のお力添えをたまわりますようお願い申し上げます、私からの挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

**【事務局（渡辺主任指導主事（生徒指導担当））】**

ありがとうございました。教育長につきましては、他の公務がございますので、ここで退席させていただきます。

**【中井教育長】**

どうぞ、よろしくお願い申し上げます。

（教育長退席）

**【事務局（渡辺主任指導主事（生徒指導担当））】**

続きまして、今回の委員の御紹介でございます。本日お手元にお配りしております資料1、委員名簿に掲載させて頂いているこの順番で、恐れ入りますが、お一人ずつ自己紹介をお願いできればと存じます。それでは、まず有村先生からよろしくお願い申し上げます。

**【有村委員長】**

東京聖栄大学の有村でございます。また皆さんと一緒にいじめのことを考えていきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

**【藤平委員長職務代理者】**

皆さん、こんばんは。国立教育政策研究所生徒指導・進路指導研究センターの藤平敦と申し上げます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

**【林委員】**

東京学芸大学の林尚示と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

**【豊岡委員】**

こんばんは。渋谷区教育委員会教育長の豊岡弘敏と申し上げます。よろしくお願いいたします。

**【笠原委員】**

皆さんこんばんは。駒木野病院で精神科の医師をしております。専門は児童精神科

で笠原と申します。どうぞよろしく願いいたします。

**【鈴木委員】**

こんばんは。東京臨床心理士会学校臨床委員の鈴木と申し上げます。普段はスクールカウンセラーとして学校現場で勤務しております。どうぞよろしく願いいたします。

**【横井委員】**

上智大学非常勤講師の横井と申し上げます。スクールソーシャルワーカーをしています。どうぞよろしく願いいたします。

**【相川委員】**

どうもこんばんは。弁護士の相川裕と申します。東京弁護士会に所属して、子供の権利の問題にずっと関わってきました。どうぞよろしく願いいたします。

**【橋本委員】**

こんばんは。警視庁生活安全部少年育成課で管理官をしております、橋本と申します。どうぞよろしく願いいたします。

**【事務局（渡辺主任指導主事（生徒指導担当））】**

ありがとうございます。続きまして、事務局職員を紹介いたします。東京都教育長指導部長、宇田剛でございます。指導部指導企画課長、石田周でございます。高等学校教育指導課長、佐藤聖一でございます。義務教育指導課長、栗原宏成でございます。特別支援教育指導課長、丹野哲也でございます。総務部企画担当課長、西山公美子でございます。東京都教育相談センター次長、月山良明でございます。東京都教職員研修センター研修部教育開発課統括指導主事、長友慎吾でございます。どうぞよろしく願い申し上げます。

次に、本委員会規則について事務局より説明いたします。

**【事務局（石田指導企画課長）】**

それでは私から東京都教育委員会いじめ問題対策委員会規則について、その概要の要点を御説明申し上げます。お手元の資料2をお願いいたします。

第1条の趣旨でございます。この規則は、東京都いじめ防止対策推進条例に基づき、本対策委員会の組織及び運営に関し必要な項目事項を定めるものでございます。第2条の所掌事項についてでございますが、3点ございます。1点目は都教育委員会の諮問に応じ、都や区市町村の教育委員会、公立学校におけるいじめの防止等のための対策の推進について調査審議し、答申をすること。2点目は、いじめの防止等のための対策の推進について、必要があると認めたときには、都教育委員会に意見を述べるができること。3点目は都立学校において法第28条第1項に規定する重大事態が発生した場合には、同項に規定する組織として、同項に規定する調査を行い、その結果を都教育委員会に報告すること。

以上の3点でございます。

第4条の委員の任期については2年といたしまして、第3期の委員の皆様の任期は平成30年8月1日から2年後の7月31日までとなっております。第5条の委員長につきましては、対策委員会に委員長を置き、委員の互選によって定めること。委員長は対策委員会を代表し、会務を総理すること。委員長に事故があるとき等は、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理することとしております。第6条の会議および議事については、対策委員会は委員の過半数が出席しなければ開くことができないこと。対策委員会の議事は出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長が決定すること。都立学校において発生した重大事態の調査を行う場合の会議は、出席委員の過半数の議決により、全部又は一部を公開しないことができるとしてあります。第9条の調査部会につきましては、重大事態の調査を行うに当たり、必要があるときは対策委員会に調査部会を置くことができること。調査部会は利害関係を有する委員以外の委員、及び専門調査委員、委員長の指名する3人以上で組織すること。部会長を置くことなどとしております。第10条の秘密の保持については、委員等は職務上知り得た秘密を漏らしてはならないことなどとしております。

本規則についての説明は以上です。

**【事務局（渡辺主任指導主事（生徒指導担当））】**

続きまして、ただいま御説明申し上げました規則に基づき、委員長を選出して頂きたいと存じます。どなたか立候補される方はいらっしゃいますでしょうか。

いらっしゃらないようですので、どなたか御推薦を頂きたいと存じます。いかがでしょうか。

**【相川委員】**

学校教育に造詣が深く、いじめ問題をはじめ子供の健全育成や教育相談の専門家である有村久春委員にお願いしたいと思います。有村委員は第1期、第2期の本委員会の委員長として議事をリードしてくださり、適任だと思しますので、引き続き有村委員に委員長をお願いしたいと思います。

**【事務局（渡辺主任指導主事（生徒指導担当））】**

ただいま相川委員から有村委員を委員長に推薦したいとの御発言がございました。

ここで皆様にお諮りいたします。有村委員を本委員会の委員長に選出することについて御意見はございますでしょうか。

それでは、有村委員を委員長に選出することに御了承頂ける方は拍手をお願いいたします。

(拍手)

**【事務局（渡辺主任指導主事（生徒指導担当））】**

ありがとうございました。委員の皆様のお了承が頂けましたので、有村委員が本委

員会の委員長に選出されました。それでは有村委員長、委員長の席に御移動ください。

早速ではございますが、有村委員長から御挨拶を頂きたく存じます。よろしく願いします。

**【有村委員長】**

失礼いたします。今、皆様の御同意を頂きまして、委員長をさせていただくことになりました。ありがとうございます。どうぞよろしく願いいたします。

私自身、今御案内がありましたように、1期2期を一緒に勉強させて頂いて、やはり東京都の子供たちが健やかに安心して学校生活を過ごせるという、そういう基本的な考え方の下に1期2期を進めてきて、こういう答申とか、対策の報告書等が出ているところでございます。私も学生たちの指導に当たりながら教育実習であるとか、いろんな機会に学校にお邪魔することがあるんですけども、どの学校の子供たちも安心して勉強する様子を見ることができまして、いじめの対策のこの本についても、あるいは7月に出ました答申等についても、校長先生やいろんな方と話をするとき、やはり東京都の場合はとりわけ子供の学ぶ力、子供の存在をどういうふうに育てていくのか大事だよねという話を時々聞くことがあります。やはりそういった意味ではこのいじめ対策の今まで我々がやってきたことを学校現場が着実にこなしているのではないかと考えております。それはやっぱり重大事態という場合の子供たちの問題点もないわけではないと思うんです。そういう点も未然に防ぐということの意味でもこれから第3期、我々が真剣に検討しながら、いじめ問題の解消に努めたいと思っております。未熟ですけども、皆さんの協力を得て充実した会議にできればいいと思っております。よろしく願いいたします。

**【事務局（渡辺主任指導主事（生徒指導担当））】**

ありがとうございました。続いて、規則に基づき委員長から委員長の職務を代理する者1名を御指名頂きたいと存じます。委員長、よろしく願いいたします。

**【有村委員長】**

それでは私から、委員長の職務代理者として、文部科学省でも児童・生徒の健全育成に関わられておりますし、また、いじめ問題等に研究を深めてらっしゃいます国立教育政策研究所の藤平敦委員を指名させて頂きたいと思えます。よろしいでしょうか。よろしく願いいたします。

(拍手)

**【事務局（渡辺主任指導主事（生徒指導担当））】**

ただいま委員長から本対策委員会の委員長職務代理者として、藤平委員が指名されました。それでは、藤平委員長職務代理者から御挨拶を頂きたく存じます。

**【藤平委員】**

改めまして、藤平でございます。多くの諸先輩の先生方がいる中で職務代理者に御指名頂きまして、大変恐縮しております。御指名頂きましたので、本委員会が適切に、また充実した時間になりますように、有村委員長を補佐してまいりたいと思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

**【事務局（渡辺主任指導主事（生徒指導担当））】**

ありがとうございました。それではこれより議事に入ります。議事の進行は有村委員長をお願いいたします。

**【有村委員長】**

それでは議事を行います。皆様進行に御協力頂きますよう、よろしくお願いいたします。初めに、東京都教育委員会から私ども対策委員会に諮問事項の伝達をお願いしたいと思います。では、恐れ入りますが指導部長、よろしくお願いいたします。

**【事務局（宇田指導部長）】**

東京都いじめ防止対策推進条例第 11 条第 2 項の規定に基づきまして、下記の事項について諮問いたします。

東京都内公立学校におけるいじめ防止に係る取組の推進状況の検証、評価、及びいじめの防止等の対策を一層推進するための方策について

平成 30 年 11 月 14 日 東京都教育委員会

**【有村委員長】**

今、指導部長から諮問事項を頂きました。この諮問事項に沿いながら検討を進めてまいりたいと思っております。

それでは次に事務局から 2 点について、続けて説明をお願いしたいと思っております。指導企画課長からどうぞ。石田課長お願いします。

**【事務局（石田指導企画課長）】**

それでは私から説明の 1 点目。東京都におけるいじめ防止対策等の概要について御説明を申し上げます。恐縮でございますが、お手元に赤い冊子がございます。都の施策の体系について、御報告したいと思っております。いじめ総合対策第 2 次上巻、こちらの後ろから 3 枚目ぐらいの 140 ページをお開き頂きたいと思っております。この 140 ページ資料左上、平成 25 年 9 月に施行されたいじめ防止対策推進法の趣旨を踏まえまして、東京都はいじめの防止等の対策を実施していくための体制を整備することが必要と考えまして、資料の中央にあるとおり平成 26 年 7 月に条例を制定いたしました。

続きまして、本書の 138 ページをおめくり頂きますと、資料の左側に法、右側に条例、その関係を示しております。条例第 9 条には東京都いじめ防止対策推進法基本方針の策定、第 10 条には東京都いじめ問題対策連絡協議会の設置。第 11 条には教育委員会の附属機関としての本対策委員会の設置。そして第 12 条には知事が必要と認めるときに、重大事態の再調査を行うための組織として設置することができる東京都いじめ問題調査委員会がそれぞれ規定してございます。

これらの条例や規則、組織等の整備によりまして、いじめ問題に対する重層的な責任体制が整備されていると考えております。

次は、都教育委員会の現在の取組についてでございます。まず、本書、この赤い冊子のいじめ総合対策【第2次】ですが、これは第1期の本対策委員会の答申を踏まえまして、東京都教育委員会が平成29年2月に策定したものでございます。

また、本年7月には第2期の本対策委員会から、これは資料4にお示ししたとおり、第2期のこの委員会から答申を頂いたところでございます。

本書に基づく都内公立学校等の公立学校はいじめ防止等の取組について、成果と課題、今後の方向性を示して頂きました。各学校においては、この答申を踏まえまして、いじめ総合対策【第2次】を確実に推進するとともに、取組の成果と課題を不断に検証、評価して、その改善を図っていくことが求められていると考えております。

結びに、都教育委員会の今後の取組でございます。本書、これは赤い冊子の方でございますが、こちらの80ページをお開き頂けますでしょうか。この80ページにお示ししてある下の表です。いじめ総合対策【第2次】の実施、検証、改善を重ね33年度、これは2021年度となりますが、2021年度から都内全公立学校において、いじめ総合対策【第2次】の改訂版に基づく取組を開始する予定でございます。

この【第2次】の改訂版については、第3期この本委員会でございますが、こちらからいただく答申を踏まえまして策定してまいります。そして本対策委員会任期満了となる2020年7月までのこれからの2年間、都内全公立学校におけるいじめ防止等の対策が実効的なものになりますよう、取組の一層の改善に向けた御審議を賜りますようお願い申し上げます。

引き続きまして、平成29年度における児童・生徒の問題行動等の実態について御報告、御説明を申し上げます。

その中でいじめ防止等に係る取組状況について詳しく御報告したいと思っております。お手数ですが、資料6を御用意頂けたらと思っております。A4版1枚でまとめてございます、「平成29年度における児童・生徒の問題行動・不登校等の実態について（概要）」の右側、いじめの状況についてでございます。まず認知件数につきましては、右側のボックスを御覧いただくとおり、平成29年度はいじめの認知件数の合計は、31,049件でございます。28年度からすべての校種で増加をしているという状況でございます。特に小学校におけるいじめの認知件数は大幅に増加しているということでございます。この認知件数が増加している理由につきましては、平成29年2月に都教育委員会の策定した、いじめ総合対策【第2次】を通して、見逃しがちな軽微ないじめの具体例を示したこと。そしていじめの件数が多いことをもって、その学校や学級に課題があるという捉え方をしないこと。さらには年3回以上、いじめに関するアンケートを実施すること等について、周知徹底する取組を強化したことにより、学校がいじめと疑われるものを積極的に認知した結果、31,049件という数が上がっているというふうに考



えております。

次に、このいじめの解消率についてでございますが、資料の上段の表を御覧頂きたいと思います。一番右側の列に示している解消率を見ますと、全体としましては87.0%のいじめが解消されていることが分かります。小学校・中学校・高等学校で平成28年度と比べて解消率が下がっており、特別支援学校では解消率が上がっている状況です。小・中・高等学校で解消率が下がった理由としましては、平成29年3月に、これは国が策定しました基本方針、こちらに解消している状態の要件が提示されまして、いじめに係る行為が止んでいる状態が少なくとも3か月継続している。いじめが止んだ段階から3か月継続しているという、具体的な期間が示されたことが影響していると考えております。つまり平成30年1月以降にいじめを認知した場合、そのいじめは調査時点である3月31日現在では、いじめに係る行為が止んでいる状態かを経過観察する3か月の期間中となるために、解消とは判断できないということになります。

このような背景から、前年度と比べ解消率は若干下がっていると考えられますが、学校でいじめが認知された場合、その約9割弱が解消されているということがこの結果から分かるということで、見過ごしがちな軽微ないじめを教職員が確実に認知するとともに、丁寧な対応と経過観察を行って解消し、重篤化を防ぐことが重要であるというふうに、このことから読み取れることです。

続きまして、いじめの発見のきっかけでございます。小学校・中学校・高等学校では昨年度同様アンケート調査などの学校の取組による発見が、特別支援学校では学級担任による発見が、それぞれ最も多くなっております。いじめやいじめの疑いのある状況を認知するための一つの重要な参考資料とするため、定期的に児童・生徒を対象にアンケートを実施することが大切であることが分かります。

また、いじめの態様でございますが、前年度同様全校種で冷やかしかからかい等の言葉によるものが最も多くなっております。

結びに今後の対応について、資料右下の「今後の対応」、その1、2点目に学校いじめ対策委員会における多角的な検証に基づくいじめの確実な認知と組織的な対応を強化すること。丸の5点目になりますが、SOSの出し方に関する教育の推進、および教職員等の「SOSの受け止め方」に関する対応力の向上を図ること。続きまして6点目になります。子供たちがいじめを自分たちの問題として捉え、いじめをなくすためにどうすればよいのかについて、自ら考え、話し合い、行動できるようにするための取組を推進すること、などを一層徹底してまいりたいと考えております。

報告、説明は以上でございます。

#### 【有村委員長】

ありがとうございました。今事務局の方から対策の概要、それから29年度のいじめ等の実態調査について詳しい説明がございました。どうぞ委員の皆さん、御質問と何かお聞きになりたいことがありましたら、よろしく願いいたします。いかがでし

ようか。どうぞ、お願いいたします。

**【笠原委員】**

たくさんの資料ありがとうございます。今の最後の資料6の表の見方が分からなくて、すみません、教えてください。認知学校数というところに数字が二つ。括弧内の数字の意味がちょっと私にはどういう意味なのか分からないので。認知学校数、認知学校率というところの括弧の中の数字は？

**【有村委員長】**

渡辺主任、どうぞ。

**【事務局（渡辺主任指導主事（生徒指導担当））】**

御質問ありがとうございます。この括弧の中身ですが、これは前年度の値です。よろしく申し上げます。

**【有村委員長】**

どうぞ、他に御質問等ございましたら、御意見どうぞお願いいたします。林委員お願いします。

**【林委員】**

今後の対応の中で、例えば教職員がいじめの定義を理解する。正しく理解することや、あるいは子供たちが自分たちの問題としていじめをなくすということに取り組むという趣旨のことが書かれてありますが、これは具体的に現時点でどんな活動として、教育課程の内外で取り組まれているかについて少しでも情報があれば教えて頂ければと思いますが、いかがでしょうか。

**【有村委員長】**

指導企画課長でしょうか、お願いいたします。

**【事務局（石田指導企画課長）】**

ありがとうございます。まず、この赤い表紙の方です、第2次の上巻です。こちらの35ページをお開き頂けたらと思います。この35ページが実は私ども大変重要だと思っております。いじめの定義というのが、これは委員の先生方も御承知のとおり、時代によって変わってきている。学校の教員もいじめについては、やはり定義が変わってきているというのは分かっているんだけど、今までのいじめの定義でどうしても考えがちになっています。したがって、私どもの方では各区市町村等の指導主事を集めた会議を定期的に行っておりまして、そういう場でこのいじめ総合対策、この本を全ての学校に配ってありますので。いわゆる本棚にしまい込むのではなくて、ここに付箋でも貼って今の定義、一番下ですね。35ページの25年度からの今の法における定義なんです、いわゆる軽微なものも苦痛とか嫌だと感じたものはもういじめなんだという。そういったことへの理解を、6万5,000人の先生方にしっかりといただくというのを一步一步しなければいけないということで、まずは指導主事の先生方の指導を通して指導をしていくことを考えております。

それから2点目に御質問いただいた子供たち自らの取組、そのことについてでございます。これも前回の2期の委員会でもお話しいただいたことだと思うんですが、具体的には教育課程の中では、例えば、学年ごと、あるいは学級ごとにいじめ防止のための、啓発のための短歌とか俳句とか、スローガンとかモットーとか。そういったものを出し合って校内でコンクールをしたり、あるいはいじめ防止の作文を例えば3年に1回書いたり、あるいは絵画コンクール、いじめ防止をテーマにした絵画コンクールを3年に1回開いたりする。そうすると、3年間に1回というサイクルで様々ないじめ啓発のための活動が計画的に展開している。そのような事例をやっている学校もございます。さらに言うと、区市町村によっては各学校の代表の方を集めてサミットみたいな形で、いじめ防止の話合い活動を、どんなふうにしたら自分たちでいじめをなくしていけるかという、そういった活動をしている町もあると聞いています。

**【事務局（渡辺主任指導主事（生徒指導担当））】**

ちょっと補足をさせていただきます。

**【有村委員長】**

どうぞ。

**【事務局（渡辺主任指導主事（生徒指導担当））】**

それでは本日の配布資料なんですが。資料の7、問題行動等調査の実態についてという資料の11ページを御覧頂けますでしょうか。こちらの11ページに（8）といたしまして、学校におけるいじめの問題に対する日常の取組という調査項目がございます。この上から四つ目の項目ですが、質問区分として「児童・生徒会活動を通じて、いじめの問題を考えさせたり、生徒同士の人間関係や仲間作りを促進したりした」と。この内容がデータとして平成29年度の状況として出ております。こちらはそれぞれ小中高等学校、そして特別支援学校の数値が出ておりますが、全体の合計といたしましては、割合で84.6%、約8割強の学校でこうした取組が、様々な教育活動の中で取り組まれているという状況でございます。ちなみに、これは平成29年度でございますが、平成28年度におきましては80.1%ということでございます。約4ポイント取り組んでいる状況も上昇しているという実態がございます。ただ、この教育活動に子供が自ら主体的に取り組むということは、これからも強く推進をしていく一つの項目だろうと捉えております。以上でございます。

**【有村委員長】**

よろしいでしょうか。今、事務局から林先生の質問に補足説明がございました。他の委員の皆さん、何か御質問などございますでしょうか。

それでは私から1点よろしいでしょうか。先ほどの資料6の説明の中で、当然いじめの考え方というのが変わってきたために、非常に認知件数が増えたということがありました。それは決して数的に増えたからいじめが多いというわけではなくて、先生方が子供を見ているとか、あるいはこの取組が充実してきたとか、そういうことの

理由があり、よく分かる話で、説明のように6万人の東京都の先生方に少しずつ浸透しているという話もあって、非常にうれしく思うんです。ただ、これが一般社会とか保護者、あるいは例えば議会の先生方、議員の先生方とかに徹底していなくて、よく理解が進んでいなくて、あるいは数字だけを見て、「いじめが多いじゃないか。学校は何をやっているんだ。」というような言い方がないわけではない気がするんです。その辺りの都教委としての今までの説明の仕方とか、そこら辺りの情報がもし差し支えない範囲であれば教えて頂きたいと思います。私はやっぱり保護者もきちっとそういうのを認識していく必要もあるような気がするんです。とりわけ保護者とか市民とかという辺りへの周知はいかがでしょうかということをお聞きしたいんですが、いかがですか。

**【事務局（渡辺主任指導主事（生徒指導担当））】**

ありがとうございます。まず、こちらのいじめ総合対策の上巻の冊子の18ページです。御覧頂いてもよろしいでしょうか。こちら18ページには、いじめ総合対策【第2次】の未然防止という大きな項目の中のア、イのイでございます。学校いじめ防止基本方針の共通理解ということで、各学校がそれぞれ学校の実態に応じたいじめ対策に関する基本方針を設定することになっております。そしてこの基本方針についてはその学校でいじめの捉え方、これは法に基づくものでございます。

それに対する学校の対応の仕方、こういったものを細かく設定しております。例えば、年度当初の保護者会ですとか、そういったところで各学校の取組を説明するよう、このいじめ総合対策【第2次】でも周知を図っております。

重ねまして、先ほど御覧頂きました本日の配付資料7の11ページをもう一度御覧頂いてもよろしいでしょうか。こちらの11ページの真ん中辺りに上から7項目目になりますが、ここの区分を読み上げますと学校いじめ防止基本方針、先ほど見て頂きましたこの学校いじめ防止基本方針と同じです。これをホームページに公表するなど保護者や地域住民に周知し、理解を得るよう努めたという項目がございます。この数値を見ますと、各校種とも全校で実施しているという御報告を頂いております。このように一方向だけではなくて、ホームページを使ったり、保護者会で説明をしたり、また各学校が発行しております学校だより等、こうした様々な方向からこのいじめの認知、このいじめの定義等も踏まえまして、学校の基本方針をお伝えしている。そのような状況でございます。

**【有村委員長】**

よく分かりました。ありがとうございます。他に委員の皆さんいかがですか。

豊岡委員お願いします。

**【豊岡委員】**

教えて頂ければと思うのですが、増加した理由は理解しますが、小学校に中学校も増えている。ただし、高校は2件、特別支援は16件です。小学校は非常に増加件数の

幅が広い。この辺は、各校種別での何か分析といたしますか、傾向といたしますか、そのようなものが都教委として考えていらっしゃるか。やはり校種別の対応などが、今後見つかるものではなかろうかと思ったところですが、いかがでしょうか。

【有村委員長】

校種別の対応ですね。どうぞお願いします。

【事務局（渡辺主任指導主事（生徒指導担当））】

御質問ありがとうございます。まず、この小学校に多いということにつきましては、学校数自体、小学校が非常に多いという状況もあるかと思えます。それと、本日の配布資料の5を御覧頂いてもよろしいでしょうか。この資料5の6ページをお開きください。こちらの資料5の6ページ上段に図3とございます。一連の認知件数を学年別に男女別の内訳とございます。こちらにございますように、これは平成29年度における問題行動等調査の結果でございますけれども、やはり小1、小学校でいうと小1が一番多い。先ほど指導企画課長からの説明にもございましたが、いじめの対応、内容につきましてはこの冷やかしやからかい、言葉によるものが一番多いという状況がございます。この冷やかしやからかいというものが、どちらかといいますとこの高等学校よりは小学校の低学年。こういったところで比較的起こりうるものであること。そのように考えております。また、いじめ総合対策【第2次】の34ページを御覧頂いてもよろしいでしょうか。こちら34ページにはタイトルとしまして、「重大性の段階に応じたいじめの類型例」と示させて頂いております。実はこの表は様々な場を捉えまして説明をし、周知を図ってきたところでございます。この中には法令上のいじめと社会通念上のいじめということで、特に法令上のいじめではこうした内容もいじめに該当する可能性があるということを示したものでございます。例えば、上段の方にございますが、好意で行った言動、親切のつもりが、この好意を受けた側にとっては心身の苦痛を伴うケースもあるということです。この例としましては、発言が苦手な子供に「誰々さんも意見を言いなよ」と強く促した。こうしたこともその状況や子供によっては、それが心身の苦痛に値する。そういったケースも考え得るということです。こうした状況については、ややもしますと小学校の低学年等で起こりやすい。そういったことも考えられると思えます。いずれにいたしましても、この認知件数が多くなったことについては、こうした状況の一つでも多く教職員が見取り、この苦しんでいる子供を解消に導く、そうしたことの一つのトライであると捉えております。以上でございます。

【有村委員長】

よろしいでしょうか。ありがとうございます。やっぱり未然防止という観点から非常に校種ごとの捉え方というのはすごく大事ななというふうに、豊岡委員のお話を聞きながら思ったところでございます。他の委員の皆さんはどうでしょうか。御質問とか。横井委員、お願いいたします。

**【横井委員】**

資料6のいじめの解消率のところですけども、いじめの解消率が下がった理由について、今御説明を頂きましたけれども、特別支援学校だけがいじめの解消率が上がっているということで、今の御説明に当てはまらないというふうに理解したのですが、特別支援学校の解消率が上がっているのはどういうことが考えられるのでしょうか。また、3か月という要件が入ったことによって、他の校種のいじめの解消率が下がったということであれば、特別支援学校にはこういった要件が、別の要件が必要というようなことにもなるのかなというふうに想像しましたけれども、いかがでしょうか。

**【有村委員長】**

特別支援学校の数値ということですが。

どうぞお願いいたします。

**【事務局（渡辺主任指導主事（生徒指導担当））】**

御質問ありがとうございます。この特別支援学校でございますが、こちらの資料6にも示してございますが、小中高等学校と比べましても発生件数自体が非常に少ない。母数が少ないということがございますので、この発生件数が例えば1学期や2学期等に多く発生していたということになると、1件の割合が非常にパーセンテージには響いていく。そうしたことも考えております。

**【有村委員長】**

よろしいでしょうか。

**【横井委員】**

ありがとうございます。そうしましたら、認知件数の認知のところもやはり定義について、当てはまるのか当てはまらないのかというところがあるのかなと思いますけれども。そんなふうに理解しました。ちょっと認知件数がなぜ下がるのかなというところが、認知件数が低いということが課題なのかなというふうに受け止めました。ありがとうございます。

**【有村委員長】**

校種の特性がそこにあるかなということですか。もし、特別支援のことで今事務局のほうで、今のことで御回答があればお願いしたいと思いますが、いかがですか。

**【事務局（渡辺主任指導主事（生徒指導担当））】**

特別支援学校の状況につきましては、他の校種と比べまして多くの教職員が見守っている、そういった状況があると思います。ですので、発生が起こる前に未然防止という部分で対応が図られる。そういった状況もあると考えております。

**【有村委員長】**

そうですね。学級定数の問題、教員がいっぱい就いているということもあるという御説明でした。ありがとうございます。皆さんからいろいろ御意見を頂いているところでございますけれども、もし、ございましたら次の審議のところでも。

鈴木委員が何か御指摘があるんですね。どうぞお願いします。

【鈴木委員】

すみません。最後になりました。資料5の6ページを見ていますと、図3ですけれども、いじめの認知件数を見ますと、どの学年を見ても男子の方が認知の件数が多いなと思います。これについてどう考えたらいいのかなということ、少し教育委員会のお考えをお聞かせ頂けたらなと思います。

【有村委員長】

男子の数の多さということについて、どうぞお願いします。

【事務局（渡辺主任指導主事（生徒指導担当））】

御指摘ありがとうございます。今の認知件数ということで、総じてこちらはデータを収集し、その対応を図っているんですが、この男女ということにつきましては今後その分析等を深めていきたいというふうに考えております。

【有村委員長】

何か御指摘が。

【鈴木委員】

現場の感覚からしますと、男の子のやっていることは非常に目立つんですが、女子のやっていることはとても認知するのが難しい場合が多いのかなというのをこれを見て思いました。ちょっと現場の感覚と照らし合わせると感じた部分があります。

【有村委員長】

ありがとうございます。そこら辺りも今後子供の問題を考えるときに検討すべき、一つのいい材料だなどと思って伺ったところです。ありがとうございました。それでは今のことについて、また途中で審議の次のところで御質問があったらよろしく願いいたしたいと思います。

それでは次に進ませて頂きます。次に、先ほど指導部長から諮問事項を頂いたわけですけれども、その中の2点について審議を深めてまいりたいと思います。1点目は子供たち自身がいじめについて考える行動をするようにするための取組についてでございます。事務局から説明をお願いいたします。

【事務局（石田指導企画課長）】

それでは子供たち自身がいじめについて考え、行動できるようにするための取組について説明をします。まず、いじめ総合対策【第2次】赤い冊子の9ページをお願いいたします。いじめ防止等の対策を推進する六つのポイントがここに示されておりますが、そのうちのポイントの4として、子供たち自身がいじめについて考え行動できるようにすることの重要性が示されております。次に現状や課題についてでございますが、資料5の答申、資料7の問題行動調査から合わせて説明をさせて頂きたいと思っております。現状といたしましては資料5の答申。左止めになっておりますが、そちらの20ページをお願い申し上げます。この20ページの中央に表13がございます。こちら

の一番上の行。道徳や学級活動の時間にいじめに関わる問題を取り上げ、指導を行った学校は平成 27 年度、平成 28 年度ともに 100%。つまり全校で実施をされています。平成 29 年度も資料 7「問題行動調査」11 ページ。こちらの方上から 3 番目の行にございますが、今年度も 29 年度も全校で実施をされております。先ほどの答申の表 13 ですけれども、そちらの方の 2 行目にお戻りいただくと、児童・生徒会を通じていじめの問題を考えさせたり、生徒同士の人間関係や仲間作りを促進したりした、そういった学校の割合は平成 27 年度が 70.5%。平成 28 年度が 80.1%で、平成 29 年度も同様に 84.6%でございました。このように子供自身にいじめ問題について考えさせる取組を実施した学校が増加しております。課題でございますが、同じく答申の 22 ページ。この中央にまとめてありますとおり、子供たち自身が話し合い等を通じて、いじめについて考え行動できるようにする取組を、都内全公立学校で実施する必要性について御指摘を頂いているところでございます。

また、改善に向けた方向性。同じく 22 ページの一番下の方でございますが。日常の授業から子供たちが話し合い等を通して多様性や互いの良さを認め合う態度を育成することの重要性をお示しして頂いております。第 2 期の委員会においても本テーマと関連として、子供が主体的に行動しようとする意識や態度の育成について、既に御審議をいただいたところではございます。第 3 期はそれを更に深めて子供たちが自身の問題として自分自身の取組として自覚し、意識するという。このことについて特に焦点を当てて、その実現に向けた取組の在り方について、様々な視点から委員の先生方から御意見を賜れたらと思っております。説明は以上です。どうぞよろしく願い申し上げます。

#### 【有村委員長】

ありがとうございました。特に子供自身がいじめについて考え、行動できるようにするための取組。やっぱり子供中心、子供自身の考え方ですね。これがいじめ問題ではどうしても必要といたしますか、子供が主体的に自分で考えないと、そのことを自覚していかないといじめ問題というのは解消できない。そういった意味で前の答申のときに、今 22 ページの説明がございましたけれども、課題や改善の方向性についてお話をさせて頂きました。

皆さんから何か、今の取組について、こういう方向はまた考えられるのではないかと、更に深めていきたいというような説明もあったわけですが、御意見とかありましたら、どうぞお願いいたします。いろいろ方向性を出して頂けるとありがたいと思いますので、御指摘を頂ければと思います。

横井委員、お願いします。

#### 【横井委員】

いじめの認知の資料を事前に拝読しながら思い付いたことですが、子供たち自身がいじめの認知に参画するというような視点もあっていいのではないかなという



ふうと思いました。教職員の先生方の間にはこれだけいじめの認知が進んできたということですよ。そうしましたら、もう少し進んで、子供たち自身が参加しながら「これはいじめと認知できるか」ということを議論するというような教育活動をなさると、すてきなのではないのかなというふうに思いました。もちろん発達段階に応じてということはあると思いますので、小学校の低学年であればそれなりに配慮しなければいけないと思いますけれども。だんだん高学年に進むにつれて、「これはいじめかどうか」ということが判断できるような力が育まれるというような方向で、入学時から段階的に取り組んでいければいいかなというふうに思いました。以上です。

**【有村委員長】**

そうですね。とりわけ定義にもありますように、心理的な苦痛というもの、そういうのを子供たちが自分のレベルでどんなふう理解するのかとか。そういうのをお互いに議論しあって、ある意味の共通感覚をもっておくというのはすごく大事だと、今横井委員の話を伺って思うところでした。

**【横井委員】**

調査をしていて、子供たち自身が例えば大勢対1ということで行動を行っているにもかかわらず、やはりその感覚が鈍いといいますか、そういうことがあるというふうに思いますので。例えば、その大勢と一人とか、強い方から、高学年から低学年へとか、具体例を低学年の頃から示しながら、そういう法則に当てはまらない例ではどうなんだろう。これはどうなんだろうというような、子供たち自身の判断力を磨くような取組ができないかなというふうに思いました。

**【有村委員長】**

そうですね。やっぱり相手の立場に立つこと。道徳でよく使う言葉なんですけど、そういうことの意味について、子供たちの自己理解みたいなことが進まない、人それぞれによって認知の仕方が違うんだということも理解する必要がありますよね。自分はこういうことをやっても苦痛には思わないんだけど、あの人は思うかもしれないというふうに、相手側の立場に立ったときにいじめの認知というのは進むような気がする。その学習というか、習得というか、そういうのが子供たちに必要があるような気がしますけど。そこら辺りはどういうふうに具体化していったらいいのだろうかという御指摘だと思うんです。今の件に対して、今非常にいい御指摘を頂いて、私も非常に思うところがあるんですけど、他の委員の皆さんで横井委員の意見に。皆さんの御専門の立場で何かあった御指摘頂きたいと思うんですが、どうでしょうか。どうぞ、相川委員お願いします。

**【相川委員】**

今の発言の御趣旨には全く賛成ですけれども、我々がいろんな相談とかで、直面して引っ掛かるのは、いじめはバツでいじめでなければOKというような受け止め方というものを子供なりあるいは先生なりがする場合があつて、そこはちょっと危険とい

うか。先程、委員長がおっしゃったように、相手が苦痛を感じているかどうかということを考えるというアプローチはすごく大事だと思うんですけど、そういう意味でいじめかどうかということを考えるということが大事なんだと思うんですけど、そこではなくて、いじめでなければOKみたいな受け止められ方をされてしまうと良くないのかなと思います。我々がよく考えているのは、やっぱり相手の人が傷付いているのであれば、それはいじめであってもなくても、そこに対する適切な対応が必要だということのようなことを学んでいくことが大事なんじゃないかと思うんです。もし話がずれてしまったとしたら申し訳ないですけど、そんなふうに感じました。

**【有村委員長】**

なるほど。ありがとうございます。いい御指摘を頂きました。他の委員の皆さんはどうでしょうか。どうぞ、藤平委員。

**【藤平委員長職務代理者】**

今の相川委員の発言は正しくそのとおりだと思うんです。例えば、ちょっと話がそれますけれども、長期欠席の調査で30日休んだ理由が不登校とか、病気とかあります。不登校でなければいいんだというのと全く同じことだと思うんです。どうしてもいじめという言葉が邪魔しているところがあると思うんです。いじめという言葉は横に置いておいて、何が重要かということ、小学校低学年から相手が嫌な思いをしていたら、それはいけないんだよという。先ほどの資料の上巻の34ページは、とても参考になると思いますが、発言が苦手な子に「何々ちゃんも発言しなよ」と言ったことについて、嫌な思いをしたということは、「これはどうかな」と小学校1年生の段階でもみんなで話し合う機会があると、小学校1年生でも多分理解されると思うんです。理解されないのは、それがなんでいじめなのというところがつながるかつながらないかの問題だと思うんです。先にいじめから入るかというより、いじめをまず脇に置いて、ある段階に来たら、「実はこれも法律ができてからは、いじめになるんだよ」などと、きちんと説明すればいいのなと思います。

**【有村委員長】**

ありがとうございます。いいお話を頂きました。他の委員の皆さん、今の議論の中で。笠原委員、お願いします。

**【笠原委員】**

相手がどんな気持ちになるかということの多分教育がすごく大事になっているんだろうなと、常日頃思っています。そういうことは自然に学ぶもんだと思っていたら、そういう時代じゃなくなってきていて。例えば、その辺は子供たちに考えさせるツールとして、例えば、VTRみたいなものを使ったり、先生方のお忙しいのを助けるという意味もあって、何か東京都でそういう、今34ページみたいなものがあるといいのでは。何か子供たちが見て、何が正解というのではなくて、これを見てどう思いますかというようなことが考えられるような、相手の立場に立つということが考えられるような

ツールがあったらいいのになと思いました。もうちょっと中学生ぐらいになったところで、SNSのやり取りの中のマナーというものを。多分結構学校でなさっているんじゃないかと思うのですが、それも実際にどういう言葉が飛んできたら傷付くのかみたいなことを子供たちに。それでロールプレイ的にやってもらうなんていうことを、現場の先生がお一人お一人考えるのは大変なことだと思いますので、少しモデル的な教材的なものが提供できたらいいのかなと、ちょっと思ったりしました。

#### 【有村委員長】

いい御指摘をありがとうございます。特にVTRのところとか、そこら辺りはもう東京都では、結構大なり小なりやっているところあると思うんですね。2次の報告の中でも今この資料5の中の18ページにもVTRを作って学校で指導するよにという、資料を作ったのがありましたね。それを活用している学校もありがとうございます。それは今、笠原委員がおっしゃるように、どの程度それが生徒たち、子供たちに伝わっていくかというところは、これからもっと大事にしていかなきゃいけないのではないかという気がします。実は今、私も今の事例の中で思い出す事例があります。ちょっと私が経験したもので恐縮なんですけれども。私の大学の学生が学生ボランティアである小学校に派遣で行っていました。私が校長先生に御挨拶のために伺ったら、小学校2年生のクラスにその学生は配属されていました。担任の先生が「今日は大学の学生さんが来てくれたので、算数の丸付けを学生の皆さんにもしてもらいます」と。学生にしてもらいたかったら、そこに行きなさいと言ったら、子供たちは喜んで男の子がワーッと行ったんです。そしたら一人の子供が、ちゃんと並ばないで横から入ってきた子に「何を」と、よくありがちな光景だと思うんですけど、一人の子は女の子がそこに並んでいたんですけども、ちょっと転んでしまって痛い思いをしたんです。

そのときにさすがだと思ったのは、担任の先生がずっと寄ってきて、その女の子に「痛かったね。転んで痛かったね。」と、すぐ対応いたしました。その押した子供は自分が押したという認識がないんですね。「今、誰ちゃんが転んで痛かったんだけど、あなたそのことでちょっと考えてね。」ということを優しく言っていました。そういうところがやっぱり、ちょっとした対応ですね。私は、なるほど。これは先生方のいじめの認知の感覚といいますか、そういう対応ができていうことに非常にうれしく思いました。また、そのケースを使いながら学生といじめの問題について話したことがあるんです。今、学校でそういう具体的な例が出てきているような気がするんです。そういう意味では今もずっとお話がありましたように、相手の立場にどういうふうに立つかという学習というか。そういうのが少しずつ先生方の中にもできてくる。それがいじめの未然防止につながっているという理解を、今、笠原委員の話の聞きながらしたところです。どうでしょう。他の委員の皆さん、もし何かあれば。鈴木委員お願いします。

#### 【鈴木委員】

いじめがこういうことで、それをやってはいけないということを教えるのもとても大切だと思うんです。それとやっぱり同時並行で、では、どのようなコミュニケーションがいいのかということ、自分も相手もOKのコミュニケーション、そちらのほうをたくさん教えていくといいのかなと思います。何かの欲求があってそれをいじめるという形で伝えてしまうのではなくて、相手もOKな形で伝えられるというような。やはり、そういうトレーニングが子供たちにあるといいのかな。学べる機会があるといいのかなというのが一つです。

もう一つ、あとロールプレイについてなんです。これは大変効果的ではあるんですが、ロールプレイを教室でやる場合は、かなり先生方がトレーニングを積まないと、かえって本来のねらいと違うことが起きてしまうと思います。私の感覚ですと、30人ぐらいの教室でやる場合は、グループに分けるのであれば1班に一人の大人が付かないことには、ちょっと危険性があるかなと思うのです。そういった研修の工夫、あるいは先生方のロールプレイとか、そういったことについての研修というのはまだまだこれから。もし、なされるのであれば必要なかなと。簡単に紹介されているからとパッと飛びつかれるとちょっと危険なところがあるので、そこは慎重に考えて頂けたらと思います。

**【有村委員長】**

もし、配慮事項といった場合、どんなふうに先生方は配慮したほうがよろしいと、そのロールプレイをやるときに。

**【鈴木委員】**

まずはロールプレイそのものが苦手な子もいます。あと、そういう中で実際目の前でいじめが起きる可能性がかなり大だという認識は必要です。台本なんかもかなりきちんとこちらで用意しておいたことの範囲で収めていかないと、かえって傷付くお子さんが出てきてしまう場合もある。必ずそこをきっちり見ていかないと、逆につらい思いをする子が出てくるという場合があります。

**【有村委員長】**

なるほど。ありがとうございます。他の委員の皆さん、どうぞ。林委員お願いします。

**【林委員】**

資料の説明に関わるところで少し思ったこととお話しします。平成30年7月の資料5の20ページ。答申の20ページの御説明がありまして、それを見て、これは私たちに責任があることなんですけれども、表13を見て、道徳や学級活動や児童会・生徒会活動が確かにいじめについて考え行動できるようにする。子供たちをそういう方向に向かわせるのに価値はあると思うんですけれども、二つあるんですが、一つ目のほうの表13の上の方ですと、100%が続いているので、もうちょっと工夫の余地があるかなと思いました。具体的に言えば、今後の場合で言えば、道徳で取り入れた場合と

学活で取り入れた場合と比べてみて、片方でしか取り入れていない学校はいじめの認知件数や解消率がどうなんだろうとか。さらに言えば変化ですね。新しく取り入れなかった学校、バツから丸に変わった学校は認知件数がどう変化しているんだろうとか。そういう見方をしていかなければ、上のほうの道徳と学級活動をまとめて聞くほうはちょっと分けたほうがいいかなというのが一つです。

二つ目はその下の方なんですけど、こちらは回答が100%ではないので、どの学校でもやっているという回答ではないのですが。児童会活動、生徒会活動、確かに効果的だと私も思いますので、表13の二つ目ですが、これは平成27年にはやっていなかったけど28年にやりましたと答えた学校というのは、特定できると思うので、教育委員会の内部で特定できると思うので。そういった学校が確かにいじめの認知件数の増え具合に、他の平均値よりは変化があるのかとか、認知件数が解消率が高まったとか。そういったエビデンスといいますか、根拠が出てくれば生徒会活動に力を入れていくことがいじめの防止につながるということがはっきり言えるので、より自信を持って施策といいますか。私から見れば大学からアドバイスという形で、教育委員会としては施策の根拠にできるのではなかろうかと、そのように思ったところです。

**【有村委員長】**

ありがとうございます。今、具体的にデータの取り方とか読み取り方、あるいは今後の対応について、ちょっと御質問というか、意見もございましたけれども。何か事務局でこれに関してお答えになれそうなことはございますか。渡辺主任お願いします。

**【事務局（渡辺主任指導主事（生徒指導担当））】**

御指摘ありがとうございます。今の資料5の20ページの表13の御指摘でございますが、この設問の項目が道徳や学級活動の時間にとございますけれども、これに関しましては、文部科学省の問題行動等調査の質問項目となっておりますので、これに沿ってデータを報告いただいたというところでございます。都教育委員会といたしましては、この道徳や級活動等も含めあらゆる教育活動の場でこのいじめ、子供たちがいじめはいけないことだ。また、同時に物事には様々な見方や捉え方があると。先ほど軽微ないじめということでも御説明いたしましたが、ややもすれば好意で行っていること、良かれと思ってやっていることでも相手にとっては非常にきつく苦しい、そう感じることもある。こういった多様なものの見方というものを子供たちに教えていく必要があるのではないかと考えています。一つの資料といたしましては、このいじめ総合対策の上巻の23ページを御覧頂いてもよろしいでしょうか。この23ページのイでございますが、いじめに関する授業の実施とございます。都教育委員会ではこのいじめに関する授業を年間3回以上実施することとしております。先ほどの資料5にございました問題行動等調査につきましては、設問に特段回数はございませんので、1回でもやっていけばこれはカウントということで、これは100%ということになっております。都教育委員会といたしましては、年3回以上の実施としております。この説

明イのいじめに関する授業実施の説明の3行目辺りから読み上げさせていただきます。「また同じ言葉や行為に対して楽しいと感じる人もいるが、つらいと感じる人もいるなど、人によって感じ方が異なることなどについて子供同士が話し合いながら考える活動を通して、どのような行為がいじめに該当するかを指導する。」というふうに示しております。こうした指針に沿いまして、具体的ないじめに関する授業としてお示ししているのが、同じくいじめ総合対策の下巻の実践プログラム編でございます。こちらには学習プログラムといたしまして、各校種でこのいじめに関する授業を実施する上での指導事例を掲載しております。

例えば、16ページをお開き頂けますでしょうか。この16ページ、上段には「いじめをしない・させない・許さないための意識の醸成」。この上段の四角囲みの左側に学習のねらい。ここには「自分と異なる思いや考えを大切に育てる」とございます。また、24ページをお開き頂けますでしょうか。こちらも同じように上段の学習のねらいでは、「互いの立場を尊重し、いろいろなものの見方があることを理解し、寛容な心を持つとしようとする態度を育てる。」とございます。このように様々な事例を挙げまして、学校現場で活用しやすいように、このような指導事例を掲載しているところでございます。

なお、その他のページを見て頂きますとお分かりのように、今の学習のねらいの右側に教育課程における位置付けとございまして、ここには道徳ですとか、他のページでは特別活動ですとか、そういった形で様々な教育活動の場で活用できるように、一つの参考となるようにこの指導事例を示しているところでもございます。以上です。

**【有村委員長】**

ありがとうございます。非常に具体的な中身を今話してくれました。ありがとうございます。よろしいでしょうか。豊岡委員、お願いいたします。

**【豊岡委員】**

まずは今の都教委の説明ですが、都教育委員会のこのような未然防止だとか、様々な対応については区市町村教育委員会としては大変参考になり、また活用させて頂いているところであります。それが区市町村教育委員会の児童・生徒に対するいじめ防止への対策対応になっているのではなかろうかというふうに思っています。それで、私もずっと何か新たなものはないかということ考えてきたところですが、このようにいじめ防止等にかかわる授業だとか、生徒会のいじめ防止活動だとか、それから様々な今御説明にあったようなことというのは、深いいじめ問題に対して子供に考えさせ対応させていると思うのです。ただ、学校は、教員や子供は言うまでもなく非常に忙しい、多忙なところでもあります。それで、考えたことですが、今皆さんオリンピック、パラリンピックのピンバッジを付けてますよね。それと同じように、子供たちや教員や管理職がそういった、いじめの防止というようなメッセージ・バッジを作成して、多くの人に付けてもらって、実はこれはこういう意味で作られたバッジなんだよ

という説明をする。日々教員は子供たちといろいろな教育活動があります。場面、場面で子供たちは教師のことを見えています。校長、副校長を見えています。そうしたときに、そのバッジに対して目がいったときに、この間のいじめ防止にかかわる授業とか、この間のいじめ防止の活動とか、ハッとそこで気が付く、学んだことや考えたこと、話し合ったことが思い出されたときに、そこでまたいじめ防止に対して考えるきっかけになるのではなかろうかと思えます。つまり、単純化させるというか。もちろん時間をかけて、深く考える、学ぶ授業は大事です。それはやるけれども、そこにストレートに直結する、日常的に子供たちが目にしてハッと気づく。そういった仕掛けというか。私はそれをやるといいのかなと思うのです。だから、是非いじめ防止のバッチ、ピンバッチ、何かそういうものを作成して配布してはどうでしょうか。朝会とかで校長は話しますよね。全校朝会とか子供たちの前で。そうしたときに校長はバッチをつけて壇上に立つ、小学校だったら「君たちこのバッジの意味をもう一回考えてみよう」とか、そういったことができる、このようにバッチなどで単純化をするというか、あったらいいかなと思ったところです。

#### 【有村委員長】

非常に具体的ないい例を伺いましたけれども。委員の皆さんで今のような話で何か気になったことはありますか。もし、事務局で何か補足説明があったらどうぞ教えてください。

#### 【事務局（宇田指導部長）】

お手元のこのピンクの冊子の 27 ページを御覧頂けますでしょうか。27 ページの下のほう、児童会・生徒会活動による取組というところの下のほうに、ホワイトリボン運動というのがあります。今、豊岡委員からお話があった取組は、結構子供たちは中学校なんかでもやっていて、自分は絶対いじめられないよと宣言しています。ところが、実際そういったものを付けても、いじめをしてしまう場合があります。そこで「なんでいじめてしまったのだらう」ということで、またどんどん話が進んだりします。そういった取組は、本当に教員の方でもありまして、それから生徒、子供たちの取組も行われています。今の豊岡委員がおっしゃった単純化していくというのは非常に重要だと思います。一度、小学校の児童会と中学校の生徒会が一緒になって話し合ったところを見たことがあるんですが、いくつかのグループで話し合った時に、「どうしたらいじめをなくしていけるだろうね。」というのが出てくると、どのグループでも、三つぐらい共通したことが出てきました。一つは挨拶をしようということ。二つ目が共通の遊び。みんなバラバラに遊ぶのではなくて、共通の遊びを持とうよということ。それから異年齢交流といいますか、上の子が下の子を見ようということ。これは結構、同じように出てきたんですけども、これが今豊岡委員がおっしゃった、単純化だと思えます。子供たちの中から、自分たちはこういうことをやったらいいのではないかというのは、本当に単純化した簡単な言葉で出てきます。しかもこれが共通して出て

きたということがあります。ですから、そういった意味で、今、御意見を頂きましたように、難しく考えさせるというよりも、とても単純な、分かりやすく、子供たちもというような、そういったところがまた必要なのかなと考えております。

**【有村委員長】**

ありがとうございます。今、部長から補足説明を頂きました。いい提案を頂きましたので、今後の検討の課題にしたいと思います。具体的な例を我々もこの会で発見して、見つけていきたいと思ったところです。今、このいじめの認知の問題と相手の気持ちの問題とか、そういう子供たちに主体的に考えさせるということになったわけですが、大変恐縮なんですけど、橋本委員に、警察のお仕事、御専門の中で、私どもの一般的に教育のレベルで考えている部分と、御専門の中で関わるいじめに対する認知の在り方だとか、そういうのは違うものがあるのか。あるいは同じなのか。警察の視点からいじめの認知とか、こういうことに気を付けて子供たちに行動してほしいとか。そういう点があれば御示唆頂ければと思います。指名的に申し上げて、大変失礼でございますけれども、何かございましたら、御示唆をお願いいたします。

**【橋本委員】**

いろいろな御意見ありがとうございます。皆様方は警察の取扱いというところ、いじめの中でも重篤な、犯罪行為になるような扱い、そういったようなところを中心に行っているのかなと思われる方もいらっしゃるんですけども、私ども少年育成課のような、少年の健全育成を旨として活動しているような組織におきましては、学校などに赴きまして、プレゼンテーション等を活用して、いじめ防止というような啓発活動なども行っているところでございます。また、少年相談というような、そういうセクションもございますので、いじめで困っているような子供たち、親御さんも含めて相談に赴いて、それに対して対応する、そういったようなところを行っているところでございます。このようにいじめの対策を講じていくことによって、いじめ自体の減少を目指しつつ、それがひいては犯罪の減少ということにもつながっていくというような、そういう視点を持って広く取り組んでいるところでございます。

**【有村委員長】**

ありがとうございます。そうですね、今、お話がありましたように、犯罪という点から考えると、やはり学校あるいは家庭での未然防止とか、そういうのがすごく大事だなというふうに、今、改めて認識をしているところでございます。ありがとうございます。第1点目の審議の課題として、子供たちがいじめについて考え行動できるような取組を我々はどういうふうにこれから検討していくのか。今日、いくつか視点をいただいたような気がします。その一つがやはりいじめの認知の在り方です。相手の立場にいかにか立つのか。そういった教育のレベルをどういうふうに考えたらいいのだろうかということ。それからまた具体的には、例えば、道徳とかを使う場合にはちよっと違うだろうという指摘が林委員からもありましたし、そういうことをデータの



にもちょっと取り方を変えたらどうかという見方。それから、今のように青少年育成というか、重篤な問題、警察などが扱う場合と、ベースに学校教育が大事なものになっているという話もございました。いくつかの視点がありましたし、また具体的な行動例、バッジを付けたらいいのではないかという指摘もありました。そういう意味で、子供たちがどんなふうと考えられるかという点をこれから審議のテーマにして頂けるということで、今いくつかの視点を検討したところでした。

もう一つ、審議の中身を頂いておりますので、皆さんに検討して頂きたいと思えます。保護者との信頼関係の対応です。まず、これについて事務局から資料の説明をお願いしたいと思います。企画課長をお願いします。

**【事務局（石田指導企画課長）】**

ありがとうございます。それでは保護者との信頼関係に基づく対応についてでございます。まず、先ほども開いて頂きました、いじめ総合対策【第2次】の9ページを改めてお願いいたします。こちらにお示ししている9ページの6つのポイントのうち、ポイント5でございます。保護者との信頼関係に基づく対応の重視が示されているところでございます。具体的な取組についてでございますが、第1は未然防止の視点から、第2は早期対応の視点からでございます。

まず、未然防止の視点から御説明させていただきます。総合対策の30ページ上段をお願いいたします。こちらには具体的な取組例が示されております。保護者等に対する学校いじめ防止基本方針の理解促進と協力依頼といたしまして、学校いじめ防止基本方針の周知や、その改訂に向けた連携の重要性が示されております。これは先ほど渡辺主任指導主事から既に説明いたしました。答申の方にもホームページに掲載することが示されております。各学校とも27年28年ともに100%全校で、先ほど示されていると御報告をいたしました。このように都内全ての公立学校が保護者への理解啓発に努めている一方で、課題といたしましては、答申の24ページでございます。24ページの中央でございます、学校いじめ防止基本方針の確実な周知の徹底について皆様から御指摘を頂いているところです。

次に早期対応の視点でございます。こちらの方については、いじめ総合対策【第2次】の57ページでございます。57ページの上段に「被害および加害の子供の保護者の理解に基づく対応」といたしまして、学級担任や学校いじめ対策委員会のメンバーである教職員と双方の保護者が、正確な事実に基づき、互いの子供にとって最良の解決方法を協議するなどの機会を早期に設定することの重要性が示されております。

現状といたしましては、先ほどの答申の同じ23ページに書かれていますが、いじめ児童・生徒の保護者への報告、いじめられた児童・生徒やその保護者に対する謝罪の指摘。いじめられた児童・生徒が保護者や家族等に相談、全ての項目で、その件数は27年度28年度に増加しているということです。29年度におきましても、同様に増加しておりまして、課題といたしましては答申の24ページ中央でございますが、学校

いじめ対策委員会の対応方針について関係する保護者へ早期に伝達するなど、そういったことをして信頼関係の下に理解と協力を得られるようにする必要があるという御指摘を頂いております。学校は保護者との連携を重視し、丁寧な対応を心掛けてはいても、なかなか理解を得られず、その連携に苦慮しているといった報告も多くございます。委員の皆様におかれましては、「保護者との信頼関係に基づく効果的な連携・協力の在り方」について、様々な視点から御意見を賜れたらと思っております。説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

**【有村委員長】**

本日の二つ目の課題として、保護者との信頼関係。それについての連携の在り方という点で、今、資料の説明をして頂きました。もし、今の中でこういう点がどうだろうかという御指摘だとか、こういう取組をしたらいいだろうというような御提案がありましたら、どうぞお願いいたします。鈴木委員、お願いします。

**【鈴木委員】**

小学校に入学されるお子さんの保護者、入学前に保護者の方とお話する機会が多々あるのですが、そのときに「何が御心配ですか。」と伺うと、必ず出てくるのがいじめです。「うちの子がいじめられないか心配です。」ということです。二つ目がお勉強についていけるかしらということが多いです。今、学校も保護者の方も大変忙しいので、家庭訪問はなくなっている学校が多く、所在地確認といって外からその子供の居住地を確認するという方法が多く使われていると思います。何か事があってから信頼関係を築くというのは非常に難しく、できれば小学校の1年生だけでも家庭訪問ではなくて、例えば、お母さんが学校に来てお話をするというのもいいかと思うんです。担任の先生とお母さんの「こんにちは面接」「こんにちは面談」みたいなものがあって、先生とお母さんが早期のうちにお話する機会があると、大分違うような気がします。連絡帳に書かれる内容であっても、先生のお返事にしても、顔が見える関係でもらうのと、顔が見えないで、それだけでやり取りをするのでは随分印象が違うような気がしますので、できればそういった「こんにちは面談」を、小学校1年生はどこか5月とか4月入学した早い段階であるといいのかなというふうに思っています。

**【有村委員長】**

なるほど。こんにちは面談、なかなかすてきな言葉ですし、なるほど納得いく気がします。特に低学年のそれは重要な気がしますね。今の非常にいい指摘を頂きました。委員の皆さんどうですか。今の話で何か。笠原委員、お願いします。

**【笠原委員】**

今の鈴木先生の立案に共感しますし、ちょうど私も同じように考えていたのは、私は「こんにちは」ではなくて、「いらっしやい面接」かなと思っていたのですが。転校生ですね。特に私立から公立に。例えば、私立で不適應を起こされたときに、要するに不登校とかがベースにおありになっての転校なんていうのも、実際には現場では

よく起きていることかと思うんですが、その場合、御本人が学校にあまり来られなかったりするという現状もあります。そうすると、もうそのまま転校生ではあるけれども、どういう経緯でそこにいらしたか分からないというままでいらっしゃるお子さんもいたりします。そういう中で、当然何かの不適応が起きている背景に、こういった対人関係の問題を持っているお子さんもあるかと思うんです。

本当に、できれば新入生の時プラス新しく学校に何らかの形で登場したときには、一度は保護者の方と先生、担任の先生なり他の先生がお会いになるというのは大事ななと思っております。

もう一点よろしいでしょうか。あと実際にいじめがこじれてしまったりしたときの保護者の方への対応が、多分先生方はすごく大変なのかなと思うんです。先生方の側も親御さんが怒っておられたりとか、何とかしてくれというような感じで来られることが多いと思うので、先生方御自身が怒っている人に対応するときのトレーニングといますか、そういうことも少しあってもいいのかなと思います。対人関係的なスキルといますか、それこそ、鈴木先生が御専門かもしれませんが、そういう人間関係的なスキルのトレーニングを、特に若い先生なんかはお受けになるのはいいのではないかなという気もします。例えば、怒っている人に話し掛けるような場合は、怒っているのは相手が困っているんだと思いなさいとか、そういうのがあるんですけども、そういうことをちゃんと若い先生に教育してあげるというのも大事なのではないかなと思っています。私たちが取り扱わせていただく医療なんかで対応するとき、本当に「相手の方を訴えたいから診断書を書いてください。」なんていうような話もないわけではないんです。それは、簡単にはもちろん応じるものではありませんけれども、そういうふうになってしまっていると、もう大人の話になってしまっていて、子供が置いてけぼりになっています。もう既に子供は何をしているのか分からない。もしかしたら、もう学校に行きたいかもしれないのに行かれない。争い事が大きくなってしまっている。そういうようなことも起こりかねないので、やはりトラブルが起こったときの対応は、誰が悪いということではなく、相手が悪いとか、うちの子が被害者とか加害者とかそういう話ではなくて、親御さんの話をニュートラルに聞く人が必要ではないかなと思っています。

#### 【有村委員長】

非常に分かりやすい具体的な、特にこじれたときの対応ですね。御指摘がございました。対人関係のスキル。ここら辺りもすごく大事な部分があつて。そうですね。この前もある学校で、校長先生が先生方におっしゃっていたのは、「何か保護者に言われてカチンときたときには、すぐに反応しないで6秒待て。」と。「心で6秒数えろ。」という言い方を校長先生が若い先生たちに指導されていました。それから保護者に微笑んだり、そういうことが大事なんだと。6秒間待たないですぐ対応すると良くないぞということをしていました。それをちょっと思い出しました。

林委員、お願いいたします。

**【林委員】**

対人関係のトレーニングは、私も非常に賛成です。それと関わるところで、答申の23ページに御紹介いただいた表15などは、やはりこれからのことを考えるに当たっては、とても重要なことだと思っております。信頼関係を作るということで御説明をいただいた中で、私が着目しているのは一番上の「いじめの児童・生徒の保護者への報告」のところですね。小学校、中学校ともに、高校は別ですけども、括弧の中が全件に対する割合だと思うのですが、平成27年度28年度で報告の割合です。件数が増えたからかもしれませんが、小中ともに割合が非常に減っているように見えます。高校は逆にしっかり保護者に連絡しているというように見えます。ここで連絡しにくいんだらうと思うんですね。いじめ側の保護者に対して小中学校の先生がどう連絡しているかわからない人も大勢いるのではなかろうかと。若手の卒業生などをイメージしていますとそういうことが起きるので、むしろ対人関係スキルのプログラムもそうですが、それをもっと特化した形で、いじめの児童・生徒の保護者に早い段階でいじめとは言わないまでも、こんなことがありましたという連絡してもらえれば、恐らく保護者としても、もしかしたらうちの子にも非があるのかなと思うかもしれません。大きくなったあとに、「実はあなたのお子さんが加害者です。」と言われたときには、「なんでもっと早く連絡してくれないのか。」とか、「本当なのか。」とか、様々トラブルの元になるので。

教員研修ですかね。研修のところで、この2次にまとめた上巻の方だと「正確な事実に基づき」と書いてはあるんですが、どのレベルでそれが正確な事実と判断してよいかとか、どんな伝え方をして、電話だったらどんな伝え方をしていいとか、ベテランの先生にはこういうのを感覚でうまくできる人は大勢いるんですけども、若手は苦手な人もいると思うので、トレーニングのような形で。例えば、30年目の先生が講師で、若手に教えるとか、何かそういうのを増やしていく。東京都の推奨版、いじめの児童・生徒の保護者への報告トレーニングプログラムみたいなものがあるといいのかなと、これを見たときに思いました。それだけ深刻にパーセントが減っているということが背景にあります。以上です。

**【有村委員長】**

トレーニングの在り方みたいな、事例集みたいなものですね。これは今、数字の件で何か御説明があるということで、お願いします。

**【事務局（渡辺主任指導主事（生徒指導担当））】**

御指摘ありがとうございます。今、保護者への報告の件数が上がっているんですが、割合は下がっているという状況もあるということなんです。一つ考えられますのが、発生件数が非常に増加している背景にこの軽微ないじめと思われるものが、先ほどのグラフでは小学校1年が非常に多かったということがございました。いじめの認知を

するというのがございますが、同時に良かれと思ってやっていることについて、それをいじめだよというふうに指導してしまうと、それはそれで新たな問題が発生することもあります。いじめという言葉を使わなくても、ただ、相手は不快な思いをしている。そういう可能性もあるねという、こういう指導も多々あるかと思います。そういったことについては、改めて保護者にその都度そういったことも全て報告としているかといいますと、それは全て報告という形ではない。そういったケースもあろうかかと思えます。また、教員を対象とした研修等につきましては、これまで東京都教育委員会では保護者への対応等ということで、そういった冊子、要望や苦情の対応についての初期対応ですとか、平成22年4月に一度改訂、修正をしたものもあるんですが、こういった冊子もこれまで出ております。また、本日お手元のいじめ総合対策【第2次】下巻、こちらの95ページをお開き頂けますでしょうか。こちらにはいじめ問題への対応事例といたしまして、大きく六つの事例をこちらに掲載しまして、その対応例を載せています。これは今まで様々ないじめ対応の御報告を受ける中で、その中でも特に比較的的成功事例といいますか、解消に導けた、そういった事例を掲載しております。この中にはどんな小さなことでもいじめを見聞きした教員が、必ず学校のいじめの対策委員会にこれを報告し、組織的に役割分担をして解消にもっていく。また、保護者からの電話等の受け答えの仕方とかについて、こういったことも会話調で示すなどして、これが即研修等で活用できるように、そういった事例も出しているところでございます。なお、先ほど冒頭に申し上げました、これまでの保護者への対応につきましては、学校問題解決のための手引きとして、都教育委員会もお示しをさせて頂いているところでございます。以上です。

#### 【有村委員長】

ありがとうございました。具体的な指導例の紹介をいただいたところです。そうですね。やはり、我々が学校教育を考えるときには、わりと先生方への指導のアプローチというのは、いろいろな資料集なんかを作るんですけど。保護者へのものというのはある意味ではちょっと薄い部分があるかもしれませんね。そこの辺りも、保護者がパッと見て、なるほどこういうことがあったら先生に相談しようとか、自分たちで考えようとか、そういう保護者が考えられるようなものも、ある面ではこれから必要なのかなという気はしましたね。それからまた我々の会議の中でも、保護者からの直接の意見を聞くとかということも一つ考えてもいいのかなというふうに思うところもあります。やはり最初に話が、笠原委員からもありましたけど、こじれたときというのは非常に難しいですね。その未然の防止という辺りを保護者とどう作るかという、それは正に検討課題の信頼ということになると思うんです。そこの辺りをこれから検討したいところですね。

どうぞ。藤平委員からお願いします。その次また横井委員お願いします。先にどうぞ。

**【藤平委員長職務代理者】**

すみません。お先にありがとうございます。保護者との信頼関係ということなんですけれども、教員と生徒というのは対等ではないと思います。また、親と子供も対等ではないと思います。でも、教師と親はお互いに子供を育てるパートナーであり、対等の関係であると思います。そのことは、先生方も分かっていると思うのですが、保護者側からすると、学校や先生は敷居が高いところだと感じられていると思うのです。だから、先ほど笠原委員がおっしゃられたような、こじれた事例を、保護者から聞く機会があるのですが、どこからこじれていくのかというと、先生がちゃんと話を聞いてくれないとか、先生からばかにされたと自分勝手に感じることから、徐々に感情的になっていくケースが多いように思います。もちろん、先生方はばかにしたつもりもないのですが、保護者の前では、無理して先生らしくしなくてはいけないという気持ち強いことが、そのような誤解に結び付いているのかもしれないかもしれません。だから、お互いにパートナーであるということ意識することが大切であると思っています。

**【有村委員長】**

なるほど。ありがとうございます。いい御指摘を頂きました。横井委員、どうぞ。

**【横井委員】**

お話を聞きながら、先ほどから考えていたことを申し上げます。2点ございます。1点目は未然防止に関することです。鈴木委員や笠原委員のように個別にということも大事ですが、やはり保護者会で集団、全体に向けて発信していくということも非常に大事だと思います。それに当たっては、学校いじめ防止基本方針だけではなくて、やっぱりこの赤い冊子の34ページの表が、先ほどからすごく分かりやすいということをおっしゃっていますけれども、これも保護者の皆さんに御理解いただくこと。特に軽微ないじめの件数が多いということであれば、この軽微な部分、好意で行った言動とか、意図せずに行った、あるいは衝動的に行ってしまった言動を受け止めた方がどういうふうに理解するかとか。そういったことについて、年度当初の保護者会と書いてございますけれども、そういうような場で基本方針だけではなくて、こういう具体的なことを御理解いただく。それでもって、そういう周知がある土壌の上にいじめの報告が適切に行われていけば、関係してしまった児童の保護者さんの受け止め方もしやすくなるし、話し合いに向けてのモチベーションといいますか、被害感などを持たずに、軽減して取り組むというか、臨めるのではないかなというふうに思います。それに当たっては、こういうことを意識のある学校や先生だけがやるのではなくて、やはりどの学校も一律にやるのが重要なと思いますので、やはり保護者向けのプログラムを周知させる必要があるかなと思います。この実践編の青い方の冊子を見ますと、目次を見る限りでは児童・生徒と教員研修のプログラムはあるのですが、保護者向けの研修プログラムがないので、簡単でいいので、そういった簡単なプログラムということを書かれるといいかなというふうに思います。別冊でもいいですし。それが1点目で

す。

今、全体のことを申し上げたんですけれども、2点目は個別のことです。いろいろな保護者がおられるのは周知のことだと思います。いろいろな事情を抱えておりますし、御苦労があったり、いろいろな事情や背景を抱えながらいたりということが多くあります。そういった背景の理解については、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの外部専門職等を活用頂いて、その背景にアプローチする。深く児童・生徒を理解、あるいは家庭理解を行った上で保護者の方を巻き込んで、連携して、共に解決に当たっていく。事情を抱えて、十分に関与できない保護者もおられるかもしれません。いろいろな事情があると思いますので、やはり個別にそういった配慮を行っていくということが必要かなというふうに思いました。以上です。

**【有村委員長】**

今、横井委員の話を聞きながら、私も先ほど林委員が指摘した23ページのこの図で、学校の報告とか、保護者への謝罪の指導とか、家族への相談という項目は、パーセントが低くなっていますよね。そこの辺りが、やはり保護者との関係はなかなか取りにくく、いろいろな事情を抱えているのがある。そういうことがこのデータにも出ているのかなというふうに思います。また、ここの数字の意味について検討していけば、今、横井委員が御指摘されていることとかなりリンクしてくるなというふうに理解したところです。

**【横井委員】**

学校現場におりまして、先生方の保護者対応に関する苦手意識というのは、非常に強いものと感じております。夏休みの校内研修のテーマなどでも保護者対応ということで、基礎的なコミュニケーションのとり方を行ったりもします。どなたも非常に苦手感、負担感をお持ちでございます。少しそれを乗り越えられるようなリーダーシップを教育委員会で取れるといいのかなと思います。

**【有村委員長】**

そうですね。笠原委員、お願いします。

**【笠原委員】**

今の横井委員の御意見は本当にもっともで、スクールソーシャルワーカーさんの役割をもう少し活用されるといいんじゃないかなと思います。本当にプロですので、そういうところにとてもうまく対応されています。先生方がそれをできないわけではないと思いますが、モデルになって頂いて、そこからまた事例から学んでいく。各学校で成功事例が出てくれば、それが各学校の蓄積になっていくのだと思うのです。そういうスキルを持っていらっしゃるスクールソーシャルワーカーさんやスクールカウンセラーさんの役割をどんどん活用して、現場の先生方が学ぶという姿勢というか、在り方も大事なのではないかなと思います。

**【有村委員長】**

そうですね。そうしますと、やはりある程度、ある意味で先生と保護者が直接ではなくて、ちょっとワンクッションがあったり、別な角度の視点がスクールソーシャルワーカーやカウンセラーの先生からあったりすると、保護者も考えやすいですね。ありがとうございました。

他に委員の皆さん、今のいろんな議論でどうでしょうか。私もここで橋本委員にいろいろお聞きして恐縮なんですけど、今みたいな保護者の対応ということで、警察の視点から見て、こういうところは学校の先生も気をつけた方がいいとか、逆にこういう点はどうだというようなノウハウがあったら教えて頂けますでしょうか。

#### 【橋本委員】

ノウハウというところまでは行かないと思うのですが、警察が取り扱うような場面で、やはり保護者の方とこじれているというようなところは確かに数件あるとは思いますが。やはり、そこにはその保護者の方の価値観とか思いというのが複雑に絡み合っているところがあります。その中に相手に対する悪意みたいなところが多い人がいたり、逆に子供に思い入れが強過ぎたりと、そういういろいろな状況はあると思いますので、そのところはじっくり話を聞かないと浮き彫りになってこないところでしょう。その辺りは胸襟を開いて話し合っていくというような姿勢が必要なのかなと思います。

#### 【有村委員長】

ありがとうございます。やはり聞くことの大切さということを御指摘頂きました。やはりそれは信頼関係の基本だろうというふうにしてお聞きしたところです。他の委員の皆さんどうでしょう。保護者との信頼関係の作り方ということについて。よろしいですか。

もう時間が来てしまうところでもあるんですけども、2点目の課題で、保護者との信頼関係というところで、いくつかいい方向性が出て来たというか、考える視点が出てきたと思います。また次の議題にしたいと思っています。とりわけ低学年のうちの家庭訪問とか、保護者との信頼関係。保護者もある意味では新入生で、新1年生と同じように学校教育のスタートの保護者もかなり多いと思うんです。そういう意味では、保護者自身が先生たちとどのように近くなるかということについて、家庭訪問がなくなるとかそういうことがあるかもしれませんし、学校は忙しい社会ですけども、何かやはり小学校入門期の保護者との信頼関係の作り方というのは、いじめの背景を考えたときに何かコツがあるような気がします。ここの辺りを鈴村委員が話を向けてくれましたので、ちょっと面接の在り方「こんにちは面接」、「いらっしやい面接」、そういう言い方みたいなことを保護者にアドバイスできる点があれば、非常にいいんじゃないかなと思います。やはりそういうのが未然防止につながるだろうという気がしますので、恐らくこじれたときの対応にもかかわるというふうに思います。

もう一つは、保護者向けの何かPR冊子であるとか、保護者との関係の作り方とか、



そういうのを検討する必要があるのではないかという指摘があったと思います。いくつか皆さんから良い示唆を頂きましたので、これを基にしながら次の議論を進めていきたいと思っております。今日は主に子供に視点を当てること。それから保護者との信頼関係に視点を当てることについていろいろ基本的な意見を伺ったところでございます。今二つの議論を通して、総括的に委員の皆さんでちょっとお話があったら、是非御示唆頂ければと思いますが、どうでしょうか。あるいは言いそびれた件でも結構だと思いますので。相川委員、お願いします。

#### 【相川委員】

先ほどの未然防止とか、あるいは初期対応ということとの関係で言うと、どうしてもいじめが起こってしまったときに、加害児童、被害児童とか、加害生徒、被害生徒という切り取り方をしてしまいがちですけれども、先ほど横井委員から、親御さんのほうもちゃんと、個々に見るだけじゃなくて集団で見ることが大事だというお話がありました。子供たちに関しても、やっぱりいじめが起こる場合は学級集団という中のわけだから、そうすると、特に未然防止とかということを考えるときにクラスの雰囲気というか、そういうものを常に見ていく必要があります。最近、この夏ぐらいですが、荻上チキさんがいじめに関する新書を出されていますけど、その中でいじめが起きやすい教室というのは不機嫌な教室で、いじめが起きにくい教室というのは御機嫌な教室なんだということをおっしゃっていました。非常に標語チックな、キャッチーな言葉なんですけど、本当にそのとおりだなと思っています。その御機嫌な教室というのはどういう教室かということ、子供たちの関係がどういう関係で、不機嫌な教室というのはどうなのかみたいところを考えていくという視点が必要なのかなと思います。被害児童、加害児童と、一つの事例から切り取ることも大事なんですけど、そこ自体も動いていく場合とか、入れ替わる場合とかもあるわけで、そこはやはりクラス集団がどういう状況なのかということを見ていくということが一つとても大事なことになるのかなということです。また、先ほど来の議論との関係で言うと、そのクラスの雰囲気を作っているものというのは、必ずしもクラスの中だけでできるわけではなく、その子が家庭で負っているいろんなものであるとか、ストレスであるとか、そういうものがクラスの雰囲気に入ってくるということもあるんでしょうから、そういうところはやはり家庭のところまで見ていくという視点も大事なんだろうと思います。ちょっと今のお話を聞いていて、そういうことを感じておりました。

#### 【有村委員長】

クラスの雰囲気という、いわゆる私たち教育関係者が学級経営という言葉をよく使いますが、相川委員の話聞きながら、今までまとめた中で委員の皆さんもこれをお気付きだと思えるんですけど。この赤い冊子の82ページのところに、未然防止の取組の中で、やはりいろいろな取組を月別に並べたときに、このようなところをやっていくのがいいですよということを、このときに都教委から示して頂いているわけです。や

っぱり一番ベースである薄い水色のところに、子供が安心して生活できる学級、学校づくりがあります。今御紹介いただいた不機嫌な学級とか機嫌のいい学級とか、そのところが大事ですねと押さえをしてあるんですね。ですから、これからも子供が行動しやすい、考えやすい学級の雰囲気や学校の雰囲気をどう作るのかという辺りをもう少し具体化して掘り下げるというのも一つの視点だろうと、今、相川委員の話を伺いながら思ったところです。一般的に学級経営が大事だとか、学校づくりが大事だというのは基本的には言うんだけど、では具体的にどうするんですかとか、どうやっていますかと言ったときになかなかピンとこないところがあると思うんです。そこから辺りを具体的な指針をまず我々で検討できれば非常にいいんじゃないかというふうに、今相川委員の御示唆を伺ったところでございます。

どうでしょう。他の委員の皆さん、よろしければ意見をおっしゃって頂きたいと思うんですが、どうですか。よろしいでしょうか。

それでは、予定した時間もちょっと過ぎておりますけれども。おかげさまで委員の皆さんから大きく、後半二つの検討課題について御示唆を頂きました。これらの意見をまた次回に続けていきたいと思っておりますので、また次回からも活発な御意見を頂けたらありがたいと思っております。貴重な意見を頂きましたことを感謝申し上げたいと思っております。ありがとうございます。

以上をもちまして、本日の審議は全て終了したいと思います。ありがとうございます。

(午後8時10分終了)